

令和8年7月定例会

議 案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 4 2 号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	3
議案第 4 3 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について . . .	5
議案第 4 4 号	久喜市教育委員会表彰について	9
議案第 4 5 号	久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について	1 1
議案第 4 6 号	令和 9 年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について	1 4
議案第 4 7 号	久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について	1 6

議案第42号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 小学校安全監視員**
- 2 公民館事業運営委員**

議案第43号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職名】

- 1 久喜市障がい児就学支援委員会委員**
- 2 久喜市教育集会所運営委員会委員**
- 3 久喜市立図書館運営審議会委員**
- 4 久喜市文化財調査委員**

議案第４４号 「久喜市教育委員会表彰について」につきましては、個人情報を含む案件であるため非公開です。

件 名

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

概 要

1 改正の内容

「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正に伴い、当該例規を準用している教育委員会規則を改正するもの。

2 施行期日
公布の日

(教育総務課)

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成２２年久喜市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

本則中「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「市長の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則」に、「第１条から第７条までの規定を準用する」を「の規定の例による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<u>久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u> 久喜市教育委員会の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の久喜市教育委員会規則に特別の定めのある場合を除くほか、<u>市長の所管する行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u>（平成22年久喜市規則第23号）<u>の規定の例</u>による _____。	<u>久喜市教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u> 久喜市教育委員会の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の久喜市教育委員会規則に特別の定めのある場合を除くほか、<u>市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u> _____（平成22年久喜市規則第23号）<u>第1条から第7条までの規定を準用する。</u>

件 名

令和9年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について

提案理由

令和9年度に久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書を、別紙のとおり採択することについて議決を求める。

概 要

- 1 採択する特別支援学級用教科用図書
一般図書・7冊

(指導課)

別紙

令和 9 年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択一覧

区分	教科	種目	発行者名	図書 コード	書名
小学校、 中学校及び 義務教育学校	社会	一般図書	株式会社 東洋館出版社	25-20-7-001	改訂新版くらしに役立つ社会
	理科	一般図書	株式会社 東洋館出版社	25-20-7-004	改訂新版くらしに役立つ理科
	算数	一般図書	株式会社 エストディオ	25-22-3-510	ひとりだちするための算数・数学ワーク 1 お金編
	算数	一般図書	株式会社 エストディオ	25-22-3-511	ひとりだちするための算数・数学ワーク 2 時間編
	算数	一般図書	株式会社 エストディオ	25-22-3-515	ひとりだちするための算数・数学ワーク 3 量と測定・図形・表とグラフ編
	国語	一般図書	株式会社 エストディオ	25-22-3-517	ひとりだちするための国語ワーク 2 聞く・話す編
	国語	一般図書	株式会社 エストディオ	25-22-3-518	ひとりだちするための国語ワーク 1 読む・書く編

件 名

久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について

提案理由

久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校の就学予定者又は在学者のうち、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問したいので議決を求める。

概 要

1 諮問内容

市内の小・中・義務教育学校に入学・在学する障がいのある幼児、児童及び生徒を対象に、障がいの種類や程度を判断すること、及び就学に係る教育的支援に関することについて意見を求めるもの。

(指導課)

久教指第 号
令和8年 月 日

久喜市障がい児就学支援委員会委員長 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

就学判断について（諮問）

久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 市立の小学校・中学校・義務教育学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断すること
- 2 障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること